

# 回 答 書

令和3年2月26日

[REDACTED] 及び首都圏青年ユニオン連合会代理人  
弁護士 [REDACTED] 先生

〒271-[REDACTED]

千葉県松戸市 [REDACTED]

ユーカリ総合法律事務所

電話：047-[REDACTED] FAX：047-[REDACTED]

株ZERO-1Holdings 代理人弁護士 金成英一



冠省

[REDACTED] 及び首都圏青年ユニオン連合会と株ZERO-1Holdings の件に関する  
貴職からの和解の条件に対し、以下のとおり回答致します。

- 1 首都圏青年ユニオン連合会がホームページ上に掲載している記事を取り下げる。  
その後に、株ZERO-1Holdings が松戸警察署に対し、被害届を取り下げる。  
ホームページに記事が掲載されていることから被害届を出しているのであり、  
先に記事の取下げをしていただき、それを確認でき次第、被害届を取り下げま  
す。
- 2 [REDACTED] と株ZERO-1Holdings は、令和2年9月から雇用する約束となってい  
ましたが、本件は [REDACTED] が株ZERO-1Holdings で勤務を開始する前の出来事  
です。しかし、実働をしていただいているため、対価として以下のとおり算定し  
ます。

1時間当たりの対価を1100円（東京都の最低賃金1013円を超える金

額としました)とし、以下の実働を考慮します。

(1) 令和2年年8月3日

東銀座事務所にてミーティング 14～16時まで2時間

(2) 令和2年8月20日

東銀座事務所にてミーティング 16～18時まで2時間

松戸市ホテルmにてミーティング 7時間とさせていただきます。

(3) 令和2年8月25日

松戸市ホテルmにてミーティング 7時間とさせていただきます。

(4) 令和2年8月27日

[REDACTED]が同僚と上野「赤から」にて動画撮影

15時30分～19時まで3時間30分

(5) 令和2年8月28日～29日にかけて

松戸市ホテルKESEAにてミーティング 7時間とさせていただきます。

以上から、上記(1)～(5)の時間の合計28.5時間、これに1時間当たり1100円を乗じた3万1350円を[REDACTED]に対し、支払うことを提案致します。

[REDACTED]が本件を首都圏青年ユニオン連合会のホームページ上で掲載したことにより、㈱ZERO-1Holdingsは名誉棄損及び信用棄損の被害を被っています。同記事の掲載により㈱ZERO-1Holdingsが被った損害の金額は、少なくとも300万円を下りません。これを考慮すると、和解金として㈱ZERO-1Holdingsが[REDACTED]に支払う金額は、上記3万1350円が相当と考えています。

3 前項の金額を[REDACTED]にお支払いした後、[REDACTED]で労災申請を取り下げてください。どうかようお願い致します。

4 以上をご検討いただき、ご連絡をお願い致します。

草々